

【参考】平成20年1月18日 国土交通省告示第37号

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第1号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 1 少なくとも一の建築物の部分について令第81条第2項第1号イ又はロに定める構造計算によるものであることとする。
- 2 第1号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。
 - イ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第20条第2号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが31メートルを超える建築物の部分 令第81条第2項第1号イ又はロに定める構造計算
 - ロ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第20条第2号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが31メートル以下の建築物の部分（令第81条第2項第2号イに定める構造計算によって安全性を確かめる場合にあっては、令第3章第1節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。） 令第81条第2項第2号イ又はロに定める構造計算
- ハ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第20条第3号又は第4号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分（令第3章第1節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。） 令第81条第3項に定める構造計算

【参考】平成20年1月18日 国土交通省告示第38号

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第2号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 1 少なくとも一の建築物の部分について令第81条第2項第2号イ又はロに定める構造計算によるものであることとする。
- 2 第1号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。
 - イ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第20条第2号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが31メートル以下の建築物の部分 令第81条第2項第2号イ又はロに定める構造計算
 - ロ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第20条第3号又は第4号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分 令第81条第3項に定める構造計算